

朝霞市規程第 6 号

朝霞市災害見舞金支給規程の一部を改正する規程

朝霞市災害見舞金支給規程（昭和 4 7 年朝霞市規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（支給額）

第 4 条 見舞金等の支給額は、別表のとおりとする。

第 5 条中「ときは」の次に「、被災した日の翌日から起算して 3 0 日以内に」を加える。

第 7 条第 2 項を次のように改める。

2 別表に掲げる支給事由が同一世帯に重複して発生したときは、市長は見舞金等の額を調整して支給することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 4 条関係）

支給事由	見舞金等金額
住家が全焼、全壊又は流出した場合	1 戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。以下この表において同じ。）につき 1 0 万円（単身世帯の場合は、5 万円）
住家が半焼又は半壊した場合	1 戸につき 6 万円（単身世帯の場合は、3 万円）
住家が床上浸水した場合	1 戸につき 5 万円（単身世帯の場合は、2 万 5 千円）
全治 1 月以上の負傷をした場合	1 人につき 6 万円
死亡した場合	1 人につき 1 0 万円
延焼防止活動により住家が浸水し、又は破損し、一時的にその住家に居住することができなくなった場合	1 戸につき 3 万円（単身世帯の場合は、1 万 5 千円）
備考 この表において「床上浸水」とは、浸水深にかかわらず、全ての床上浸水をいう。	

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の朝霞市災害見舞金支給規程の規定は、施行の日以後の申請に係る見舞金について適用し、同日前の申請に係る見舞金については、なお従前の例による。